

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年10月1日条例第43号	災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年10月1日条例第43号
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）	第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）
第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）	第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）
第4章 災害援護資金の貸付け（第12条— <u>第19条</u> ）	第4章 災害援護資金の貸付け（第12条— <u>第20条</u> ）
第5章 雑則（ <u>第20条</u> ）	第5章 雑則（ <u>第21条</u> ）
付則	付則
第1章 総則 ～ 第3章 災害障害見舞金の支給 省略	第1章 総則 ～ 第3章 災害障害見舞金の支給 省略
第4章 災害援護資金の貸付け （災害援護資金の貸付け）	第4章 災害援護資金の貸付け （災害援護資金の貸付け）
第12条 区は、東京都の区域内において生じた災害で災害救助法（昭	第12条 区は、東京都の区域内において生じた災害で災害救助法（昭
和22年法律第118号）による救助が行われたものにより、次に掲げる	和22年法律第118号）による救助が行われたものにより、次に掲げる
被害を受けた世帯の区民である世帯主に対し、その生活の立て直し	被害を受けた世帯の区民である世帯主に対し、その生活の立て直し
に資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。	に資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
（1）療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷	（1）療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷
<u>（以下「世帯主の負傷」という。）</u>	
（2）住居の全壊	（2）住居の全壊
（3）住居の半壊	（3）住居の半壊
<u>（4）住居の全体の滅失又は流失</u>	
<u>（5）家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の</u>	<u>（4）家財について、被害金額がその価額のおおむね三分の一以上</u>
<u>1以上である損害（以下「家財の損害」という。）</u>	<u>の損害を受けた場合</u>
2 前項の世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件	2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定す

改正後	改正前
<p>に該当するものでなければならない。 (災害援護資金の限度額等)</p> <p>第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>世帯主の負傷</u>があり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p><u>ア 家財の損害及び住居の損害(住居の半壊若しくは全壊又は住居の全体の滅失若しくは流失をいう。以下同じ。)</u>がない場合 1,500,000円</p> <p><u>イ</u> 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円</p> <p><u>ウ</u> 住居が半壊した場合 2,700,000円</p> <p><u>エ</u> 住居が全壊した場合 3,500,000円</p> <p>(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p><u>ア</u> 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円</p> <p><u>イ</u> 住居が半壊した場合 1,700,000円</p> <p><u>ウ</u> 住居が全壊した場合 (<u>エ</u>の場合を除く。) 2,500,000円</p> <p><u>エ</u> 住居の全体が<u>滅失し、又は流失した</u>場合 3,500,000円</p> <p>(3) <u>第1号ウ</u>又は<u>前号イ若しくはウ</u>において、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。</p>	<p>る要件に該当するものでなければならない。 (災害援護資金の限度額等)</p> <p>第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)</u>があり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p><u>イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね三分の一以上である損害(以下「家財の損害」という。)</u>及び住居の損害がない場合 1,500,000円</p> <p><u>ロ</u> 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円</p> <p><u>ハ</u> 住居が半壊した場合 2,700,000円</p> <p><u>ニ</u> 住居が全壊した場合 3,500,000円</p> <p>(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p><u>イ</u> 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円</p> <p><u>ロ</u> 住居が半壊した場合 1,700,000円</p> <p><u>ハ</u> 住居が全壊した場合 (<u>ニ</u>の場合を除く。) 2,500,000円</p> <p><u>ニ</u> 住居の全体が<u>滅失した</u>場合 3,500,000円</p> <p>(3) <u>第1号のハ</u>又は<u>前号のロ若しくはハ</u>において、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年とする。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた</p>	<p>2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年とする。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた</p>

改正後	改正前
<p>場合には、据置期間を5年とすることができる。</p> <p>(1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前1年以内に前条第1項の被害（自然災害以外によるこれに相当する被害を含む。）を受けた場合</p> <p>(2) 当該災害により世帯主が死亡したとき又は世帯主が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の15の7に規定する特別障害者となった場合</p> <p>(3) 生活保護を受けている世帯が被災した場合又は区市町村民税非課税世帯が被災した場合</p> <p>(4) 当該災害により住居が全壊した場合</p>	<p>場合には、据置期間を5年とすることができる。</p> <p>(1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前1年以内に前条第1項の被害（自然災害以外によるこれに相当する被害を含む。）を受けた場合</p> <p>(2) 当該災害により世帯主が死亡したとき又は世帯主が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の15の7に規定する特別障害者となった場合</p> <p>(3) 生活保護を受けている世帯が被災した場合又は区市町村民税非課税世帯が被災した場合</p> <p>(4) 当該災害により住居が全壊した場合</p>
<p><u>(保証人及び利率)</u></p>	<p><u>(利率)</u></p>
<p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p>	<p>第14条 災害援護資金は、<u>すえ置期間中</u>は無利子とし、<u>すえ置期間経過後</u>はその利率を延滞の場合を除き<u>年3パーセント</u>とする。</p>
<p><u>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。</u></p>	
<p><u>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第18条の規定による違約金を包含するものとする。</u></p>	
<p><u>4 第2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</u> (償還等)</p>	<p><u>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</u> (償還等)</p>
<p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、<u>借受人</u>は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>(償還免除)</p>	<p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還</u>とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、<u>災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）</u>は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>(償還免除)</p>
<p>第16条 区長は、借受人が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著</p>	<p>第16条 区長は、借受人が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著</p>

改正後	改正前
<p>しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の一部又は全部の償還を免除することができる。ただし、保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(一時償還)</p> <p>第17条 区長は、借受人が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の<u>支払</u>を怠ったときは、第13条第2項の規定にかかわらず、当該借受人に対し、災害援護資金の一部又は全部につき一時償還を請求することができる。</p> <p>(違約金)</p> <p>第18条 区長は、借受人が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、<u>年5パーセント</u>の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、区長が当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 第14条第4項の規定は、前項の場合にこれを準用する。</p> <p>(償還金の支払猶予)</p> <p>第19条 区長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、借受人が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第13条第2項の規定にかかわらず、償還金の<u>支払</u>を猶予することができる。</p> <p>2 前項の規定により償還金の<u>支払</u>が猶予されたときは、災害援護資</p>	<p>しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の一部又は全部の償還を免除することができる。ただし、保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められる場合は、この限りでない。</p> <p><u>(保証人)</u></p> <p><u>第17条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第19条の規定による違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(一時償還)</p> <p>第18条 区長は、借受人が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の<u>支払い</u>を怠ったときは、第13条第2項の規定にかかわらず、当該借受人に対し、災害援護資金の一部又は全部につき一時償還を請求することができる。</p> <p>(違約金)</p> <p>第19条 区長は、借受人が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、<u>年10.75パーセント</u>の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、区長が当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 第14条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。</p> <p>(償還金の支払猶予)</p> <p>第20条 区長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、借受人が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第13条第2項の規定にかかわらず、償還金の<u>支払い</u>を猶予することができる。</p> <p>2 前項の規定により償還金の<u>支払い</u>が猶予されたときは、災害援護</p>

改正後	改正前
<p>金の利子の計算については、その償還金の<u>支払</u>によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。</p>	<p>資金の利子の計算については、その償還金の<u>支払い</u>によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。</p>
<p>第5章 雑則 (規則への委任)</p>	<p>第5章 雑則 (規則への委任)</p>
<p><u>第20条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p><u>第21条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>付 則 (施行期日等)</p>	<p>付 則 (施行期日等)</p>
<p>第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月16日以後に生じた災害に関して適用する。</p>	<p>第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月16日以後に生じた災害に関して適用する。</p>
<p>(東日本大震災の特例措置)</p>	<p>(東日本大震災の特例措置)</p>
<p>第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項<u>及び第14条第2項</u>の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、同条中「<u>年3パーセント以内で規則で定める率</u>」とあるのは「年1.5パーセント」とする。</p>	<p>第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項<u>及び第14条</u>の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、同条中「<u>年3パーセント</u>」とあるのは「年1.5パーセント <u>(保証人を立てる場合にあつては、無利子)</u>」とする。</p>
<p>2 前項の災害援護資金の貸付けについては、第16条に規定する事由による場合のほか、借受人が無資力又はこれに近い状態にあるため<u>第19条第1項</u>の規定により償還金の<u>支払の猶予</u>を受け、同項の<u>支払期日</u>から10年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合においても、当該災害援護資金の償還未済額の一部又は全部の償還を免除することができる。</p>	<p>2 前項の災害援護資金の貸付けについては、第16条に規定する事由による場合のほか、借受人が無資力又はこれに近い状態にあるため<u>第20条第1項</u>の規定により償還金の<u>支払いの猶予</u>を受け、同項の<u>支払い期日</u>から10年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合においても、当該災害援護資金の償還未済額の一部又は全部の償還を免除することができる。</p>
<p>3 第1項の災害援護資金の貸付けについては、保証人を立てないこ</p>	<p>3 第1項の災害援護資金の貸付けについては、<u>第17条の規定にかか</u></p>

改正後	改正前
<p>とができるものとし、保証人を立てる場合にあっては、当該保証人は借受人と連帯して債務を負担し、その保証債務は第18条の規定による違約金を包含するものとする。</p> <p>付 則（昭和50年7月1日条例第39号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和51年12月1日条例第60号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>付 則（昭和53年7月1日条例第33号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>付 則（昭和56年9月29日条例第42号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>付 則（昭和57年12月1日条例第46号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。</p>	<p><u>わらず</u>、保証人を立てないことができるものとし、保証人を立てる場合にあっては、当該保証人は借受人と連帯して債務を負担し、その保証債務は第19条の規定による違約金を包含するものとする。</p> <p>付 則（昭和50年7月1日条例第39号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和51年12月1日条例第60号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>付 則（昭和53年7月1日条例第33号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>付 則（昭和56年9月29日条例第42号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>付 則（昭和57年12月1日条例第46号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。</p>

改正後	改正前
<p>付 則（昭和62年3月23日条例第4号） この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>付 則（平成3年11月14日条例第48号） この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>附 則（平成23年10月4日条例第26号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。</p> <p><u>附 則（令和元年6月●日条例第●号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第14条及び第18条の規定は、平成31年4月1日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</u></p>	<p>付 則（昭和62年3月23日条例第4号） この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>付 則（平成3年11月14日条例第48号） この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p>附 則（平成23年10月4日条例第26号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。</p>